

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「平成 30 年度北海道観光成熟市場誘客促進事業（シンガポール市場）」
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃より格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名 「平成 30 年度北海道観光成熟市場誘客促進事業（シンガポール市場）」
2. 事業目的
シンガポールからの誘客促進を目的とし、新規顧客獲得やリピーター再来訪につながる観光素材の抽出と現地での効果的なプロモーションを行う。
3. 実施期間 契約締結日 ～ 平成 31 年 3 月 15 日
4. 委託内容
 - (1) 北海道の観光資源を FIT 向けに整理
 - (2) 現地でのイベント開催
 - (3) デジタルプロモーションの実施
 - (4) アンケート調査実施・分析結果報告
 - (5) 更なる広告効果や誘客に期待できる企画の提案・実施
 - (6) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成
5. スケジュール（予定）

6 月 1 日（金）	企画提案参加表明締切
6 月 8 日（金）	企画提案書の提出期限
6 月中旬	企画提案の審査
6. 事業説明会 出席希望者は別紙にご記入の上、メールにてお申込みください
日時 平成 30 年 5 月 18 日（金） 13：30 ～ 14：30
場所 北海道観光機構 1F 会議室

<お問い合わせ>

〒060-0003

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

誘客推進事業部 海外プロモーションG 担当 掛田

TEL011-231-6736 FAX011-232-5064

E-mail m_kakeda@visithkd.or.jp

「北海道観光成熟市場誘客促進事業（シンガポール市場）」説明会参加申込書

送信期限 平成30年5月17日（木） 17:00まで

送付先

北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ
掛田宛

E-mail m_kakeda@hkdvisit.or.jp

貴社名			
連絡先			
	部署名	役職	氏名

「平成 30 年度北海道観光成熟市場誘客促進事業（シンガポール市場）」

に係る企画提案応募要領及び企画提案指示書

1. 目的

シンガポールからの訪日客は年々増加しており、北海道への来訪者も同様に増加している（平成 28 年度実績 60,700 人、前年度対比+21.9%）。

成熟市場である同国の特性は、著しい個人旅行化（FIT 化）の進展および高いリピート率である。さらに加えれば、他の ASEAN 諸国ならびに中華圏の旅行に関する「トレンド・セッター」であること（同国の旅行スタイルが他国に伝播すること）である。

現状、同国の FIT 向けに新規来道者誘客ならびにリピーターの再訪促進を進めるには、従来の旅行博中心のマス・マーケット対応では限界を迎えつつある。

また、これまでの現地市場調査等により、同国の成熟した FIT は北海道民の日常生活そのものに興味関心を示していることが判明している。観光のあり方も一般的な観光名所巡りから、北海道の食、文化、体験等「北海道のライフスタイル」を道民と同様の状況で楽しみたいというニーズに移りつつある。一方で、同国インバウンドの来道ピークは 12 月に集中しており、他の季節の旅行需要を喚起する観光資源の見せ方に工夫が必要とされている。

したがって、今年度の同国向けプロモーションにおいては、四季を通じた全道各地の北海道のライフスタイルの情報を同国 FIT に訴求するかたちに整理したうえで、現地にてイベントを実施し、幅広い FIT の旅行需要喚起に結びつけたい。

なお、上記イベント展開においては、ライフスタイルの情報をより効率よくプロモーションするために、情報の広範囲な拡散ならびに事後的な効果検証の見地から、いわゆるデジタル・プロモーション（デジタル・マーケティング）の手法を取り入れたい。

本件の効果として、シンガポールのインバウンドの来道客増加はもちろん、急速に FIT 化が進む他の ASEAN 諸国ならびに中華圏向けプロモーションの「ひな型」とすることも期待したい。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

3. 企画提案応募条件等

単体企業または複数企業などによる連合体（以下「コンソーシアム」という）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は次のいずれかに該当すること。

(1) 道内に本・支店等を有する次の方であること。ただし、コンソーシアムの場合は構成員のうち 1 社以上が道内に本・支店を有する場合は可とする。コンソーシアムの場合、別紙協定書を提出すること。

- ① 民間企業
- ② 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利法人
- ③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

(3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～平成31年3月15日（金）

業務スケジュール：

5月14日（月）：公示・観光機構HPに掲載

6月 1日（金）：企画提案参加表明

6月 8日（金）：企画提案の受付・受領

6月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定、契約、業務開始

6. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 北海道の観光資源の情報をFIT向けに整理する。

① 訴求ターゲットの選定

② 北海道の観光資源をライフスタイルに応じて整理分類（例：「食」「文化」「体験」他）

③ シンガポール人による観光資源情報の精査と整理

同国FITの旅行ニーズに合致する観光資源を選び、訴求しやすいかたちに情報を整理すること。

実施手法は自由提案とするが、同国FITのトレンドを形成するプレイヤーを活用することが望ましい。

(2) 現地でのイベント開催（上記FIT向け観光資源の情報の整理完了後）

シンガポールでの商業施設（北海道の観光に関心をもつ層が集まる施設、他国のライフスタイルトレンドに関心の高い層が集まる郊外のフードコートや路面ショップ等の施設を含む）等のイベント会場の確保、イベント実施に関する会場側との打合せ、PR内容のコンテンツ作成（英訳作業含む）、プレゼンターの手配、通訳手配、ステージイベントの実施。

実施時期、期間については自由提案とする。

ただし、イベントの効果として、来場者に北海道のライフスタイルをトータルで想起させる内容とすること。すなわち、単なる「試食会」、「即売会」、あるいは一過性の体験イベントとならないよう留意すること。

(3) デジタルプロモーションの実施

シンガポール人向けの観光情報を、デジタル情報として発信する。

実施時期、期間については自由提案とするが、上記(2)のイベントと連動し、北海道のライフスタイルを観光情報としてFIT向けに訴求できるノウハウをもつ現地メディアを活用することが望ましい。

(4) 上記(3)と連動したアンケート調査を実施して、調査結果について分析を行い報告する。

(5) 事業実施内容の効果測定、報告書の作成（取り組み内容に応じた成果を把握すること）。

(6) 上記以外でさらなる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：平成30年 6月 1日（金） 午後5時

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーションG
（担当：掛田）

FAX 011-232-5064

E-mail：m_kakeda@visithkd.or.jp

(3) 表明方法 文書でFAXまたはメールで行うこと（様式は任意、メール本文でも可）

8. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去3年分を記載すること。なお、北海道観光振興機構事業の実績についても記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

① 現地イベント開催に係る費用 会場借上費、ステージ設営費用、プレゼンター手配、通訳配置、アンケート費用、プレゼン用画像製作、その他必要経費

② デジタルプロモーションに係る費用

③ その他諸経費 通信費、備品費、送料、運営管理費、旅費、調整費、通訳費など業務の遂行に必要な経費

※観光機構スタッフ旅費は見積に含まない

9. 予算上限額

10,000千円（消費税等含む）

10. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用紙を折り込むことは可とする。企画提案書は最大30頁以内とする。

(2) 企画提案は1社1提案とする。

例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 5部

(会社名、業務従事者指名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進事業部 海外プロモーショングループ

(担当：掛田)

電話 011-231-6736

(3) 提出期限 平成30年 6月 8日 (金) 午後5時

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。
ファクシミリ、メールでの提出は不可。

1 2. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。

1 3. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
シンガポールからの誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
シンガポールでのイベント実施に関する事項、現地企業との協力関係構築、北海道の情報発信を行うノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。

1 4. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

1 5. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「北海道観光成熟市場誘客促進事業（シンガポール市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「北海道観光成熟市場誘客促進事業（シンガポール市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)

(代表者)

⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者)

⑩

構成員 (所在地)

(名 称)
(代表者)

⑩